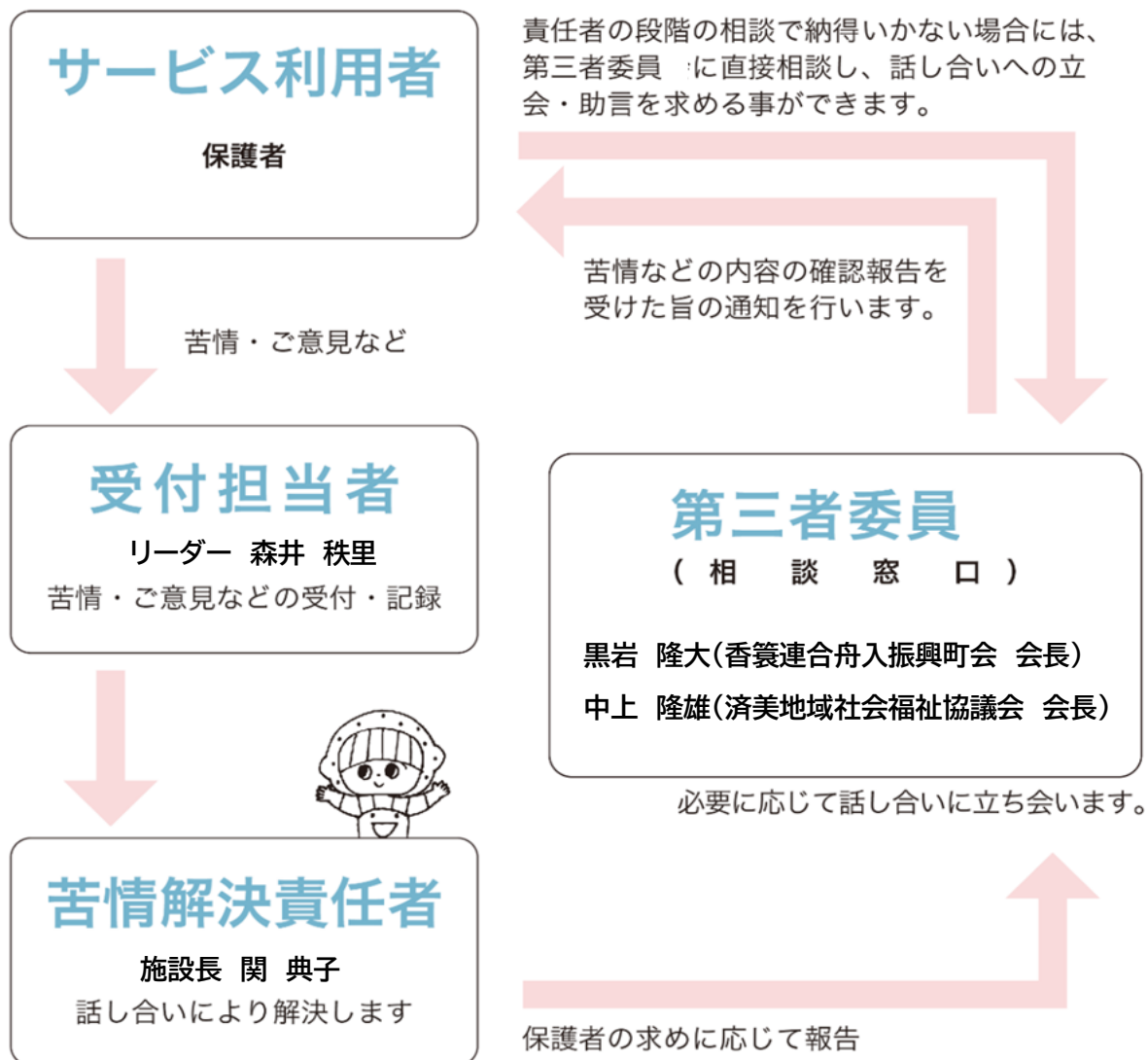




苦情解決の仕組み



- 相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。
- 以上の仕組みで解決できない苦情・ご意見などは、各都道府県に設置された運営適正委員会に申し立てる事もできます。